

11 月定例月議会における議案に対する意見募集

No.3 四日市市税関係手数料条例の一部改正について(議案第60号)及び四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正について(議案第61号)並びに四日市市印鑑条例の一部改正について(議案第62号)

今回の議案は、個人番号カード(マイナンバーカード)を利用した各種証明書のコンビニ交付サービスの開始にあたり、コンビニ等の端末機では、現金や電子マネーで手数料を支払うと証明書が発行されますが、現行の条例では、多機能端末機での交付及び手数料の徴収を想定していないことから、所要の改正を行おうとするものです。また、印鑑登録証明書をこの端末機で交付をするために、四日市市印鑑条例の改正を行おうとするものです。今回の議案に対するご意見を募集致します。

1 改正の背景

平成31年2月1日から、全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機において、個人番号カード(マイナンバーカード)を利用した各種証明書のコンビニ交付サービスを開始する予定である。

コンビニ等の端末機では、現金や電子マネーで手数料を支払うと証明書が発行されるが、現行の条例では、多機能端末機での交付及び手数料の徴収を想定していないことから、所要の改正を行おうとするものである。

また、印鑑登録証明書をこの端末機で交付をするために、四日市市印鑑条例の改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 四日市市税関係手数料条例の改正の内容

コンビニ等に設置されている多機能端末機により証明書を交付した場合には、交付の際に申請者から手数料を徴収したものとみなす旨の規定を追加する。

(2) 四日市市戸籍関係等手数料条例の改正の内容

(1)と同じ規定を追加する。

あわせて、現行で行っている定額小為替証書でも徴収できる旨規定する。

(3) 四日市市印鑑条例の改正の内容

コンビニ交付サービスで印鑑登録証明書の交付を受けるときは、個人番号カードを利用して多機能端末機を印鑑登録者本人が自ら操作することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる旨規定する。

3 施行期日

平成31年2月1日

(参考)コンビニ交付サービスとは

個人番号カードを全国のコンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機にかざし、4桁の暗証番号を入力すると、四日市市が発行する住民票の写しや印鑑登録証明書などを交付するサービスのこと。

〔適用予定内容〕

○提供時間 毎日6:30～23:00まで(年末年始及びメンテナンス日を除く)

※上記時間のうち店舗の営業時間内での提供。

○利用できる店舗 セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、セイコーマート、コミュニティ・ストア、イオンリテール、イオン北海道、イオン九州、イオンストア九州、イオン琉球、Aコープ北東北、エーコープ鹿児島、ポプラ、日本郵便、ウエルシア薬局、平和堂、山陽マルナカ、丸久、マルトグループホールディングス、ジョヴィ

※多機能端末機が設置されていない一部の店舗は除く

○利用できる人

- ・四日市市に住民登録がある
- ・本人である
- ・15歳以上
- ・個人番号カードを持っている

○利用できる証明書や手数料など

証明書の種類	手数料	利用できる人 (上記以外の条件)	交付する証明書の範囲
住民票の写し		—	本人分、世帯全員分、同一世帯の人の分
印鑑登録証明書	200円	四日市市に印鑑登録のある人	本人分
所得課税証明書		1月1日に四日市市に住民登録があり、所得情報がある人 (収入申告済みなど) 15歳未満も可	
戸籍証明書 (謄本・抄本)	450円	四日市市に本籍がある人	個人事項(抄本)、全部事項(謄本)、同一戸籍に記載されている人の分
戸籍の附票の写し	200円		

※最新のものに限りません。住民票の除票や改製原住民票、除籍謄抄本、改製原戸籍などは交付できません。

※手数料は窓口で交付する場合と同額です。